

政 策 提 言

< 森林整備法人等の経営改善を推進するための森林県連合 >

全国の森林整備法人及び都道府県（以下「森林整備法人等」という。）は、戦後荒廃した森林の生産力を高めるため、国の推進する拡大造林政策に沿って、分収造林事業等による森林整備を積極的に実施してきた結果、森林造成面積は全国民有林人工林面積の約2割を占め、所期の目的であった森林資源の充実と地域振興に重要な役割を果たしてきました。

しかしながら、森林・林業を取り巻く社会・経済環境は大きく様変わりし、国民の森林に対する期待が、木材生産に加え、水源かん養や二酸化炭素吸収源といった公益的機能の発揮へと大きく変化しております。

一方、昭和55年をピークとする木材価格の大幅な長期低落状況等、林業経営を取り巻く環境はますます厳しさを増しております。

森林整備法人にあっては、事業資金を農林漁業金融公庫等からの借入金により賄わざるを得なかったことから、収入がほとんど得られない状況の中で、農林漁業金融公庫等への償還が始まり、その償還財源として新たに借入れた資金において、利息が利息を生むという最悪の債務状況に陥っております。

このような状況を打破するために、森林整備法人等は、国が措置した様々な施策も活用しつつ、経営改善に向けた取組を積極的に行っておりますが、経営の安定化を図るためには更に一層の施策の充実を図る必要があり、喫緊の課題である分収林制度の見直しを始め、既往債務問題の解決といった森林整備法人等の抜本的改革を行わなければ、今後の適切な森林管理に支障をきたし、地球温暖化防止など、益々重要性を増す森林の果たす多様な機能を十分に発揮できないばかりか、地方自治体財政にも重大な影響を及ぼすことが危惧されます。

国は平成19年2月に「美しい森林づくり推進国民運動」推進本部を設置し、100年先を見据えた広葉樹林化、長伐期化、針広混交林化等多様な森林づくりを推進しようとしていますが、森林整備法人等が森林政策に果たしてきた役割の重要性を踏まえ、森林整備法人等が将来にわたり健全経営を維持・継続し、公益的機能を最大限発揮する「美しい森林づくり」を推進できるよう、下記について措置されるよう提案します。

記

1 分収林制度の見直し

分収林制度について、公益的機能に配慮した長伐期施業や非皆伐施業等への転換等に伴う分収林契約の変更が円滑に行えるよう制度の見直しを行うとともに、地上権の変更登記に係る登録免許税を非課税とすること。

2 抜本的な既往債務対策

森林整備法人等が、今後とも安定的に事業展開を図ることができるよう、元金償還に対する補助制度や償還免除制度の創設等、既往債務を圧縮するための抜本的な対策を講じること。また、平成20年度に創設された利用間伐推進資金について、償還資金単独での利用を可とするなど森林整備法人等が利用しやすい制度に見直すこと。

3 損失補償契約

森林整備法人が農林漁業金融公庫から事業資金の借入を行う際、地方公共団体からの損失補償を貸付条件としているが、その損失補償契約の内容が「法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律」第3条に違反しないことを確認すること。また、今後は、「損失補償」によらず、総務大臣による指定または法律の整備により、「債務保証」が可能となるようにすること。

4 地方公共団体等への財政支援

森林整備法人の経営安定化のために、無利子貸付、利子補給に対する特別交付税の算定率や限度額の引上げ、森林整備法人の償還財源確保のための新たな起債制度の創設等、地方財政措置を拡充するとともに、森林の公益的機能を持続的に発揮させる多様な森林づくりへの財政支援を拡充されたい。

5 森林整備法人の再生に向けた抜本的支援

森林整備法人の再生に向けた取組の推進のため、弁護士、公認会計士、中小企業診断士等の専門的な知識・経験を有するアドバイザーの活用に対する支援措置を創設されたい。

6 府県が行う分収林事業への支援

府県が行う分収林事業についても、抱える問題や果たしてきた役割は森林整備法人と同様であることから、特別交付税措置等の森林整備法人に対する支援と同様の措置を講ずること。